

職業訓練受講給付金の支給審査に当たって収入に交通費を含めている取扱いの見直し（概要）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、同会議からの「交通費を収入として算定すること及び複数月分の交通費をそのまま1月の収入として算定する取扱いは、雇用保険を受給できない者に就労の機会を与えるために職業訓練を実施し、生活支援として給付金を支給するという制度の趣旨・目的を阻害するのではないか。」等の意見を踏まえて、平成 26 年 2 月 18 日、厚生労働省にあっせんしました。

（行政相談の要旨）

私は、求職者支援制度で職業訓練を受けており、ハローワークへ職業訓練受講給付金の申請に行ったところ、「配偶者の当月の給与が基準額を超えているため給付金を支給できない。」と言われた。

しかし、妻の給与が基準額を超えたのは、半年分の交通費が一括して支給されたためである。そもそも交通費は必要経費であるため、収入の算定に当たっては、交通費を控除して審査してほしい。また、交通費を収入認定するとしても、複数月分が一括支給された場合には、該当月で按分して算定してもらいたい。

（注）本件は平成 25 年 3 月に近畿管区行政評価局が受け付けた相談である。

○ 職業訓練受講給付金の概要

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条の規定により、雇用保険を受給できない求職者の中で職業訓練を受講し、かつ、一定の要件を満たす者に対し、訓練の受講を容易にするために、訓練期間中の生活支援のための給付を行うものである。

○ 支給要件である収入の算定対象に交通費を含めている取扱い（厚生労働省の考え方）

通勤手当（交通費）の支給条件があらかじめ定められている場合は、賃金に該当するとされていること等から、本給付金の支給要件である収入の算定対象に交通費を含めている。

○ 一括支給の場合の算定方法

厚生労働省は、本件行政相談を契機に、行政苦情救済推進会議において検討を行っている段階で、複数月分の交通費が一括支給された場合には、該当月で按分して算定できるよう取扱いを明確にした（平成25年6月）。

（あっせん要旨）

厚生労働省は、求職者支援制度の趣旨・目的を踏まえ、雇用保険を受給できない求職者の生活支援を一層充実させる観点から、職業訓練受講給付金の支給要件である収入の算定対象から交通費を除外する方向で見直しを行う必要がある。

（あっせんの効果）

このあっせんに基づく改善措置が講じられた場合、職業訓練受講給付金の支給審査に当たっては収入から交通費を除外することとなり、交通費の額が要因となって収入基準を超過するという事態の発生がなくなることになる。

職業訓練受講給付金（求職者支援制度）の概要

(1) 「職業訓練受講給付金（求職者支援制度）」は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）に基づき、平成23年10月から実施されており、その趣旨は、雇用保険を受給できない求職者（受給を終了した人を含む。）の職業訓練の受講機会を確保するとともに、職業訓練期間中の生活を支援するための給付を受けることができるようにするものである。制度の概要は表-1のとおりである。

表-1 求職者支援制度の概要

区 分	内 容
制度の趣旨・目的	<p>○雇用保険を受給できない求職者に対し、訓練を受講する機会を確保するとともに、一定の要件を満たす場合には、訓練期間中に職業訓練受講給付金を支給し、ハローワークが中心となってきめ細やかな就職支援を行うことにより、早期の就職を支援するもの。</p> <p>→就職につながる制度となるよう、適正な訓練設定と厳しい出席要件、ハローワークへの来所を義務付け。</p>
対象者	<p>○雇用保険を受給できない者で、就職を希望し、支援を受けようとする者。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者 ・雇用保険の適用がなかった者 ・学卒未就職者、自営廃業者等 <p>が対象。</p>
訓練	<p>○地域訓練協議会が成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた地域職業訓練実施計画を策定。当該計画に則して民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を厚生労働大臣が認定。</p> <p>○訓練実施機関には、就職実績も加味（実践コースのみ）した奨励金を支給。</p>
給付金	<p>○訓練受講中、本人月収8万円以下、世帯全体の月収25万円以下などの要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金（月10万円＋交通費（通所手当））を支給。</p> <p>○不正受給について、不正受給額（3倍額まで）の納付・返還のペナルティあり。</p>
訓練受講者への就職支援	<p>○訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、支援。</p> <p>○ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求めて支援（必要に応じ担当者制で支援を行う）。</p>

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

(2) 職業訓練受講給付金の支給実績は、平成23年度は62億93万円（給付者数2万3,618人）、24年度は255億5,712万円（同5万8,439人）である。

他の制度における交通費の取扱いの概要

(1) 生活保護

生活保護費の算定においては、表－２のとおり、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生労働省事務次官通知。最終改正平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省発社援 0330 第 3 号）に基づき、勤労収入から交通費が控除されることとされている。

表－２ 生活保護における交通費の取扱いの概要

第 8
3 認定指針
(1) 勤労に伴う収入
ア 勤労（被用）収入
(イ) 勤労収入を得るための必要経費としては、（中略）、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。 (厚生労働省事務次官通知抜粋)
(例) 最低生活費 20 万円で、月 10 万円の勤労収入及び 1 万円の交通費実費の支給がある場合には、20 万円－8 万円（交通費を含めた勤労収入総額 11 万円から勤労控除（基礎控除）約 2 万円と、交通費 1 万円の実費控除を差し引く）＝12 万円が、保護費として支給される。 つまり、収入額に交通費実費を含めた上で、その後に交通費実費を収入額から控除するのが原則となる。

(注) 上記厚生労働省事務次官通知及び厚生労働省社会・援護局総務課からのヒアリング結果に基づき、当省が作成した。

(2) 社会保険等の標準報酬月額等

厚生年金、健康保険及び共済組合の掛金並びに給付の算定基礎となる標準報酬月額については、対象となる収入額に交通費を含めているが、交通費を 6 か月分など一括支給される場合は、1 か月分に分割して算定することとされている。

雇用保険及び労災保険の保険料の算定基礎となる実際に支払われる給与額（税額控除前の額）については、交通費を含めており、交通費が 6 か月分など一括支給される場合であっても分割されていない。

厚生労働省の意見

職業訓練受講給付金については、職業訓練の受講を容易にするために、訓練期間中に支給されるという性格から、訓練期間中に一定以上の収入がないことを要件としている。

この場合の収入については、税引き前の稼得収入その他収入全般であり、賃金については当然収入に含まれるが、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の解釈では、通勤手当（交通費）について、あらかじめ支給条件が明確に定められている場合には、賃金に該当するとされているところである。

なお、他の制度における交通費の取扱いは、次に掲げるとおり、賃金や報酬といった稼得収入には交通費を含むこととされている。

- ・ 雇用保険の失業等給付の額を決定するための基礎となる、離職前の賃金日額の算定に当たり、その対象となる賃金に交通費を含めている。
- ・ 年金や健康保険における標準報酬月額算定の算定に当たり、その対象となる報酬に交通費を含めている。

したがって、交通費の支払方法自体は法令の定めがなく、事業主ごとにその取扱いが異なり、支払実態は様々であると考えられるが、当該給付金の支給要件である収入の算定対象に、賃金に該当する交通費を含めていることについては、妥当性を欠くものではないと考えている。

《参考》

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

メンバーは、次のとおり。

(座長)	大森 彌	東京大学名誉教授
	秋山 收	元内閣法制局長官
	加賀美幸子	千葉県男女共同参画センター名誉館長
	加藤 陸美	元環境事務次官
	小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授
	関口 一郎	公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長
	松尾 邦弘	弁護士、元検事総長

